

大野町放課後クラブ 利用に関するQ&A

Q1	新1年生が入学式より前の日付で、放課後クラブを利用することはできますか。
A1	新1年生になられる児童の保護者等が下記に該当すれば4月1日から利用可能です。 ①保護者等が昼間（概ね15時30分以降まで勤務）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合 ②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいを持っている場合 ③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合

Q2

夏休み期間だけ利用予定ですが、夏休み明けの学校が1週間ほど早帰りです。
(13:30下校)
勤務時間の関係上(就労時間は15:30まで)、夏休み中と夏休み明けの早帰りの時を利用することはできますか。

A2

保護者様の勤務時間によって、学校早帰りの日も利用可能です。

※下記の日付はR7年度の夏休み期間となっています。年度によって夏休み期間の変動がありますので、カレンダーや学校にてご確認ください。

夏休み期間(7月19日~8月26日)、夏休み明け早帰り(8月27日~8月31日)と想定した場合、利用期間によって保育料が変わります。

① 夏休み期間中(7月19日~8月26日)も利用し、早帰りの日(8月27日~8月31日)も利用する場合
→7月、8月の月額料金がかかります。

	7月	8月	保育料合計
前年度非課税世帯	3,000円	5,000円	8,000円
前年度課税世帯	6,000円	10,000円	16,000円

この場合、夏休み前の7月(7月1日~7月18日)も保護者等の勤務状況や家庭状況によって、利用が可能です。
夏休み前の7月(7月1日~7月18日)も利用する場合は申請書の利用期間を7月1日~としてください。

② 夏休み期間は8月のみ(8月1日~8月26日)利用し、早帰りの日(8月27日~8月31日)も利用する場合
→8月の月額料金がかかります。

	8月	保育料合計
前年度非課税世帯	5,000円	5,000円
前年度課税世帯	10,000円	10,000円

③ 夏休み期間のみ(7月19日~8月26日)利用する場合
⇒夏休み期間のみの保育料が適用されます。

	夏休み期間のみ	保育料合計
前年度非課税世帯	7,000円	7,000円
前年度課税世帯	14,000円	14,000円

一度、学校教育課までご相談ください。

Q3

夏休み期間の兄弟、姉妹で利用したときの保育料について教えてください。

A3

	7月	8月	夏休み期間のみ
前年度非課税世帯	3,000円	5,000円	7,000円
前年度課税世帯	6,000円	10,000円	14,000円

①通年利用はせず夏休み期間のみ兄弟・姉妹で利用する場合

- ・2人目の保育料が上記より半額となります。

②通年では1人（例：弟・妹だけ利用）、夏休み期間（7月19日～8月26日）だけもう1人（例：兄・姉も利用）利用する場合

- ・通年利用の兄弟、姉妹 ⇒ 7月分・8月分保育料
- 夏休み期間のみの兄弟、姉妹 ⇒ 【夏休み期間のみ】の保育料を半額

③通年で1人利用しており、もう1人夏休み期間中（7月19日～8月26日）と夏休み明けの早帰りの日（8月27日～8月31日）だけ利用したい場合

- ・通年利用の兄弟、姉妹 ⇒ 7月分・8月分保育料
- 夏休み期間中と夏休み明けの早帰りの日も利用する兄弟、姉妹 ⇒ 【7月分・8月分】保育料を半額

Q4

冬休み期間のみ、春休み期間のみ放課後クラブを利用したいです。

A4

児童の保護者等が下記に該当すれば利用可能です。

①保護者等が昼間（概ね15時30分以降まで勤務）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合

②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいを持っている場合

③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合

A:冬休み期間（12月27日～1月7日と仮定）のように月をまたぐ利用はそれぞれの月額料金がかかります。

	12月	1月	保育料合計
前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円
前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円

※12月28日～1月4日は休所のため利用できません。

B:春休み期間（3月27日～4月7日と仮定）のように年度をまたぐ利用は、年度ごとの申請書が必要です。

	令7年度	令和8年度	
	3月27日～3月31日までの利用申請が必要です。	4月1日～4月7日までの利用申請が必要です。	

	3月	4月	保育料合計
前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円
前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円

Q5	現在、妊娠・出産を控えている場合も、放課後クラブを利用できますか。 また、産後の育児休業期間も利用できますか。
A5	出産予定日から数えて産前6週間目が属する日の月初めから産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで利用できます。申請の際に、申請書のほか、母子手帳の写し（表紙、出産予定日の分かる面、出産後であれば出生届出済証明の面）をご提出ください。原則、育児休業期間の利用はできませんが、入院等の理由により児童の保育が難しい事情がある場合は、その旨を記載した申立書をご提出ください。提出後、状況の審査をし、入所決定の有無を判定します。

Q6	仕事を辞め、転職活動中です。放課後クラブを利用できますか。
A6	原則、保護者等が転職活動といった理由で放課後クラブの利用はできません。しかし、理由（職業訓練校に入校するため、一定期間等学校へ通わないといけない等）によっては入所が可能となる場合がございます。一度、学校教育課までご相談ください。

Q7	保護者のかわりに姉や兄が迎えに行ってもいいですか。
A7	小学生や中学生、高校生等の未成年のご家族の迎えは認めません。 <u>必ず保護者もしくは成人されたご家族の方でお迎えをお願いします。</u> 保護者以外で成人されたご家族の方が迎えに行く場合は、必ず放課後クラブへご連絡ください。 夏休み等の長期休暇中利用の際も必ず保護者等での送迎をお願いいたします。

Q8	4月から通常利用（下校後から放課後利用）をしています。夏休みは祖父母等が児童を見てくれるため、利用しません。何か手続きはありますか。
A8	夏休み期間のみ利用しない場合、夏休みは利用しないことを記載した『退所届』と夏休み明け以降利用するための『放課後クラブ入所申請書』を記入し、ご提出ください。 なお、通常利用の児童が夏休みのみ利用しない場合に限り、夏休み明けから8月31日まで学校授業日の8月利用については、9月分の利用料に含めます。 （例：夏休みが8月26日までで、8月は学校授業日の8月27日～8月31日だけ利用する場合）